

## 令和7年度 教育相談員派遣事業 実施要項

### 1 事業の目的

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対し、教育、福祉、医療等の専門機関が連携した教育相談を実施し、適切な就学やその後の学びの場の柔軟な見直し、進路選択が円滑に行われるようにする。

### 2 対象

特別な教育的支援を必要とする就学前の幼児及び小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に在籍する児童生徒等並びにその保護者、関係者

### 3 教育相談の内容

- (1) 学びの場の検討のために必要な障害の状態等の把握
- (2) 就学や学びの場の見直し、進路選択に関する情報提供
- (3) 視覚及び聴覚に関する早期支援（幼児児童生徒対象）

### 4 派遣する教育相談員

当該県立特別支援学校長が任命した教育相談担当者等

### 5 申込み及び教育相談の期日・会場

#### (1) 所・園、学校からの教育相談

(相談区分)

- ① 学びの場の検討：特別支援学校
- ② 学びの場の検討：小中学校等
- ③ 視覚及び聴覚に関する早期支援

(申込み)

- ① 所・園、学校は申込み前に保護者の意向を確認し、市町村（学校組合）教育委員会と教育相談員派遣事業対象の可否を事前確認のうえ、保護者同意のもと教育相談申込票（様式1）を作成し、市町村（学校組合）教育委員会に提出する。

※発達検査の実施は、特別支援学校（幼稚部・高等部）への入学を検討する場合及び市町村（学校組合）教育委員会が行う教育支援委員会において発達検査の結果が必要な場合を原則とする。

- ② 市町村（学校組合）教育委員会は当該県立特別支援学校長と日程、会場を協議のうえ、教育相談申込票を取りまとめ、教育相談員派遣事業申請書（様式2）を当該県立特別支援学校長あて送付する。

#### (2) 福祉保健所との連携

福祉保健所が主催する療育相談会等と連携した教育相談

(申込み)

- ①福祉保健所長は、当該県立特別支援学校長と協議のうえ、療育相談活動の期日・会場に関する年間実施計画（任意様式）及び教育相談員派遣依頼書（様式3）を当該県立特別支援学校長あて送付する。
- ②福祉保健所長は、教育相談員派遣依頼書（様式3）の写しを特別支援教育課に送付する。

### (3) 県立中・高等学校等からの教育相談

- ①県立中・高等学校等の校長は、申込前に、県教育委員会と教育相談員派遣事業対象の可否を事前確認のうえ、保護者に意向を確認する。
- ②県教育委員会は、当該県立特別支援学校長と教育相談の可否について協議し、県立中・高等学校等の校長に申込先を連絡する。
- ③県立中・高等学校等の校長は、当該県立特別支援学校と事前打ち合わせのうえ、教育相談申込票（様式1）及び教育相談員派遣事業申請書（様式2）を作成し、同特別支援学校長あて送付する。

## 6 経費

- (1) 相談は無料とする。
- (2) 相談会場までの保護者等の交通費は支給しない。
- (3) 相談員の派遣に係る必要な経費は県教育委員会が負担する。

## 7 実施報告書

県立特別支援学校長は、毎月教育相談員派遣事業実施報告書（様式4）を提出すること。また、実施がなかった月についてもその旨を報告すること（電子データのパスワードの設定方法については別添1を参照）。

提出方法 電子データ（パスワードをつけること）※実施がなかった場合には不要  
提出先 グループウェア（メッセージ）にて特別支援教育課担当まで

## 8 相談結果等の取扱い

保護者同意のうえ、市町村（学校組合）教育委員会は、県立特別支援学校長に所見書（教育支援委員会の資料）又は報告書（県立特別支援学校幼稚部・高等部への入学を希望する場合の保護者等への検査結果開示のための資料及び早期支援に係る報告）の作成を依頼することができる。

相談の内容及び結果の取扱いについては、個人情報保護に関する法律の定めるところによるほか、個人情報の保護に留意し、慎重に取扱うこと。

なお、保護者、医療機関等への検査結果等の開示については、令和6年3月5日付け5高教特第807号「教育相談に係る個人情報の取り扱いについて（通知）」に基づくものとする。

## 9 その他

(1)この事業に係る教育相談は、該当する幼児児童生徒の、より適切な学びの場を検討するために行うものであることに留意し、保護者や関係者にその趣旨を説明する。

また、学びの場を検討する前には、所・園、学校で、該当する幼児児童生徒に必要な支援を十分に行ったうえで、教育相談の必要性を検討すること。支援方法等について助言等が必要な場合は、県の「外部専門家を活用した支援体制充実事業」等を活用することができ、外部専門家の助言を生かし、支援を充実させることにも留意する。

(2)教育相談（県立特別支援学校高等部へ入学を希望する者を含む）を実施する場合、必ず市町村（学校組合）教育委員会を介し、本事業(1)所・園、学校からの教育相談として申し込むこと。（幼児等の所属がない場合は所管の市町村（学校組合）教育委員会を申請者とする。）

なお、県立特別支援学校幼稚部への入学を希望する者と高等部への入学を希望する中学校の過年度卒業生の教育相談については、県立特別支援学校が直接対応することができるものとする。

(3)この事業に関し、特別支援教育課は必要に応じて県立特別支援学校及び関係機関等との連絡調整を行う。

※ 様式については、特別支援教育課のホームページからダウンロードできます。

<連絡先>

高知県教育委員会事務局特別支援教育課

TEL 088-821-4741

FAX 088-821-4547

Mail 311001@ken.pref.kochi.lg.jp